

公益財団法人日本健康・栄養食品協会

2021 年度 定時評議員会議事録要旨

1. 開催場所 公益財団法人日本健康・栄養食品協会 3 階 会議室
2. 開催日時 2021 年 6 月 30 日（水）14 時 00 分～15 時 30 分
3. 評議員現在数及び定足数
総数 19 名、定足数 10 名
4. 出席評議員数 16 名
（会議室出席）遠藤雅也、橘本賢次郎、桑崎俊昭、佐藤秀隆、清水秀樹、成松義文
（Web 会議 Zoom システム出席）安部俊朗（（株）明治 執務室）、亀井美登里（埼玉医科大学 執務室）、蒲生恵美（個人宅）、菅いづみ（個人宅）、榊原仁嗣（シオノギヘルスケア（株） 執務室）、佐藤潔（日清ファルマ（株） 執務室）、宗林さおり（（独）国民生活センター 執務室）、寺島大悟（コーケン産業（株） 執務室）、笛木正司（笛木醤油（株） 執務室）、武藤正樹（（社福）日本医療伝導会衣笠病院 執務室）
（欠 席）久保英明、椎橋良太郎、若尾修司
（出席監事）松田紘一郎
（出席理事）矢島理事長、青山常務理事
5. 議 案 第 1 号議案 2020 年度事業報告（案）に関する件
第 2 号議案 2020 年度収支決算（案）に関する件
第 3 号議案 監事監査報告
第 4 号議案 評議員の追加選任について
報 告
6. 議 事
（1）開会宣言・定足数の確認
本日は Web 会議 Zoom システム併用で開催することとなり、出席した評議員の音声
が即時に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会するのと同様に適時的確な意見表明
が互いにできる状態での開催である旨の確認があった。その後、開会宣言があり、議
長の要請により、事務局長から定足数の充足の報告があった。
（2）議事録署名人選任
議事録署名人として、桑崎俊昭評議員、佐藤潔評議員の 2 名が選任された。
（3）議案の審議状況及び議決結果

第 1 号議案 2020 年度事業報告（案）に関する件

第 2 号議案 2020 年度収支決算（案）に関する件

議長の求めに応じて、総務部長より第 1 号議案 2020 年度事業報告（案）、事務局長より第 2 号議案 2020 年度収支決算（案）に関する件について併せて資料に基づき説明があった。

2020 年度事業報告（案）に関する件について

総務部関係は、主な点として、公益財団法人の組織の運營業務（理事会、評議員会）については、評議員会、理事会及び役員候補者選出に係る委員会で理事の選任、代表理事及び業務執行理事の選定を行った。会員、関連団体に関する事業では、2021 年新春賀詞交歓会は新型コロナウイルス感染症の影響で中止とした。2020 年度の会員の入退会状況については、入会 17 社、退会 32 社となった。退会については業務縮小によるものが多かった。併せて内閣府へ定期報告・変更認定申請（公 4 事業）変更届、収益事業として協会施設の賃貸業務、及び関係団体（4 団体）の事務代行業務等、会計・経理業務、庶務、施設管理に関する業務を行った。九州支部の事業については、総会は書面決議としそれ以外は中止とした。

健康食品部関係については、主な点として、「J H F A 認定事業」、「GMP 認証事業」、「安全性自主点検認証事業」の他、2020 年度は「個別審査型 J H F A 制度」を開始し、「健康食品いろいろ相談室」を開設した。J H F A 認定事業については、規格基準型 J H F A は新規申請 10 件、更新申請 21 件で全体の認定数は 189 品目となった。個別審査型 J H F A の新規申請は 1 件であった。また、2020 年度は個別の規格基準改定は実施しなかったが、作成してから時間の経過している規格基準については最新の法規制や方法と照らし合わせて今後見直しを行っていく。GMP 認証事業については、2020 年度は「健康補助食品 GMP ガイドライン（製品）」についての改定作業を進めた。また、O E M 事業に焦点をあてた「O E M 部会」をスタートさせた。工場認定事業については、新規 15 件で認定登録工場数は 162 工場となった。併せて、中間実地調査、英文証明書の発行及びコンサルタント事業、GMP 教育セミナーを実施した。製品マーク認証事業は新規認定 18 件で認定数 130 製品となった。GMP 調査員会議の開催、GMP 推進事業の O E M 部会については、取得企業から 15 社が参加し、部会全体会議、ワーキングチーム会合、推進メンバーミーティングを行った。また、「GMP 導入勉強会」を開催、H A C C P の円滑な導入支援として、「GMP を実践していない健康食品製造所は H A C C P 制度化にどう対応するか」についてのセミナーを開催した。2020 年度の安全性自主点検認証事業については、新規認証数は 0 件で、大手企業

による多数の辞退（19件）があり、総数で認定数が72件となっていが、2021年度に、平成17年通知「錠剤、カプセル状等の食品の適正な製造に関わる基本的な考え方について」及び「錠剤、カプセル状等食品の原材料の安全性に関する自主点検ガイドライン」の見直しが予定されているが、これに併せて、認証のスキームや評価見直し、検討を行う予定である。また、2020年度から「健康食品の安全性相談事業」を開始し、相談に関しての問合せは4件で、その内相談は2件であった。事業者向け健康食品相談事業については、2020年8月に「健康食品いろいろ相談室」を開設し受付開始したところ、26件の相談があった。

機能性食品部関係については、主な点として、2020年度は機能性表示食品の届出支援は研究レビュー4件を実施した。機能性表示食品の分野別専門相談は会員、一般延べ82件であった。農研機構の研究事業への協力は、3件のSR作成を受託し、機能性表示食品の届出資料事前点検は2件であった。機能性表示食品広告部会・広告審査会については、広告部会は25社が参加し、Web会議を併用して実施、機能性表示食品広告審査会を実施した。機能性表示食品届出後の分析実施状況公開サイトの運用は、希望する届出事業者15社62製品に対応した。機能性表示食品関連事業の普及・啓発のための説明会・相談会は中止としたが、機能性表示食品制度の普及について、届出資料作成の手引書-2020、及び「詳説 機能性表示食品制度」の普及に努めた。また、機能性表示食品担当者意見交換会はWeb会議等で実施した。

特定保健用食品部関係については、主な点として、2020年度は特定保健用食品の申請支援として個別の申請等相談対応は15件、電話での問い合わせは約100件であった。また申請マスキング資料の閲覧・複写システムの運用は1件、特定保健用食品講習会については3月から延期して8月に開催した。特定保健用食品広告審査会については、一番問題があるA判定は0件で、B判定7件、C判定3件でほとんどが問題なしとなっている。専門部会の活動の推進については従来通りの活動であったが、消費者庁開催の「特定保健用食品（疾病リスク低減表示）に関する検討会」において矢島理事長が委員として参画し様々な提案を行った。

栄養食品部関係については、主な点として、2020年度は特別用途食品の申請支援と栄養機能食品の製品企画に関する相談については、特別用途食品申請相談8件、特別用途食品申請書チェック5件、栄養機能食品製品企画相談6件あった。また、特別用途食品制度の活用に関する研究会の運営と活動について、幹事会や各分科会の開催の他に消費者庁請負事業である「病者向け食品の利用実態等に関する調査事業」への協力対応を行った。特別用途食品、栄養機能食品等に関する

消費者庁請負事業の受託は、「医療施設における病者向け食品の利用実態等に関する調査事業」と「ビタミンDを含む栄養機能食品等の摂取状況等に関する調査事業」の2件で、両方とも報告書を取りまとめ提出した。

学術情報部関係については、主な点として、2020年度は学術誌の発刊については2報（2019年度受付の1報含む）を掲載した。また、健康食品相談業務については、業務体制を週5日から週3日に変更し、新たにホームページ上での受付も導入した。相談件数としては111件（内Web受付は19件）と2019年度の289件から約6割減となった。相談受付体制の再構築として、的確に相談に対応できるよう体制の見直しや各関係省庁との情報共有を行った。国内外の学術情報の収集、発信については、当協会会員へ「健康食品等に関する日本語記事情報」と健康食品等に関する英文記事情報の2パターンを各々月2回発信した。

渉外広報室関係については、主な点として、2020年度は普及・啓発活動として、新規会員獲得のため、機能性表示食品届出事業者、GMP製品マーク取得事業者、その他の健康食品取扱事業者に入会の案内を送付、また、食品開発展2020に出展し積極的に入会勧誘活動を行った。消費者向け普及・啓発としては、ホームページの運用、講演・セミナーへの講師の派遣を行った。情報提供についてはメールマガジンの配信、報道関係等への対応を行った。

研修企画部関係（2020年度から新設、学術情報部から食品保健指導士養成業務を移行）については、主な点として、2020年度は食品保健指導士の養成に係る事業として、食品保健指導士養成講習会をオンライン開催としたところ、49名と例年より多数の参加者があった。修了評価認定試験の実施と指導士資格の認定、食品保健指導士活動支援事業（日本食品保健指導士会委託）としてセミナーを開催した。また、新規事業として新人向けセミナー（オンライン開催）は147名の参加者があった。また、「開発部門」「製造部門」に特化した基礎講座の2コースは『安全性・有効性について』は25名、『製品・品質管理の詳細』は22名の参加者があった。

特定保健用食品公正取引協議会事業関係については、主な点として、2020年度は、設立総会（2020年8月27日）、公正取引協議会運営委員会を開催し協議会を設立した。公正競争規約及び施行規則等の運用については、広告研究会の開催と広告審査会の立ち上げ準備を行った。規約の遵守状況の調査について消費者庁への問い合わせ事項は5件あった。また、特保公正マークの審査、付与は使用申請は2件、使用承認が1件であった。普及、啓発、広報活動として、公正取引協議会のホームページの開設、日経SDGsフォーラムの開催企画・協力、日本広告

審査機構発行誌への寄稿、特保公正取引協議会研修会開催（オンライン開催）等を行った。2020年度の会員数は36社であった。

2020年度収支決算（案）に関する件について

経常収益については、前年度対比1,103万円余の減少となった。主な増減は、「受取会費」が会員数の減少により減額、「JHFAマーク許可事業収益」が許可数の減少により減額、また、「GMP工場認定事業収益」は認定工場の増加により増額、「安全性自主点検認証事業収益」は更新の対象となるものが少なく、認証登録数が減少したことも併せて減額となっている。「指導士養成事業収益」は食品保健指導士養成講習会の受講者が増加したことにより増額、「出版物掲載料収益」は特定保健用食品ごあんないを2020年度は作成しなかったため0となっている。「業務受託収益」が計上されているが、この中には、消費者庁から受託した「医療施設における病者向け食品の利用実態等に関する調査事業」と「栄養機能食品等の摂取状況等に関する調査事業」が含まれている。（前年度の数字には、消費者庁から受託した「疾病リスクの低減に関する表示に係る調査研究事業」の受託料が計上）。「機能性評価関連事業収益」は研究レビューの収益が前年度より減少したことにより減額、「特保公取協会費収入」については、2020年度に設立した特定保健用食品公正取引協議会の会費が計上されている。また、「賀詞交歓会参加費収益」は、賀詞交歓会が中止となったため発生しなかった。

経常費用では、前年度対比634万円余の減少となった。主な増減のうち、「給与手当」、「臨時雇賃金」は役員と職員の雇用形態が変更になったことにより減額、「旅費交通費」が遠方でのセミナー開催がなかったこと、会議がウェブで行われた等、出張が減少して減額、「修繕費」が、エレベーターの制御盤取り換え工事を行ったため事業費と管理費に計上されている。「印刷製本費」は「詳説機能性表示食品制度の作成費として計上」、「諸謝金」が主にGMP工場認定にかかる主任調査員の増強により謝金が増加したことにより増額、「支払手数料」は主に、消費者庁の調査事業における外部への調査依頼や、セミナー等がウェブ開催となったために外部業者に作業の一部を依頼したことにより増額となった。

これらの結果、2020年度は当期経常増減額は496万円余の減少となった。経常外増減の部は該当するものがなかったが、法人税、住民税及び事業税が計上され、当期一般正味財産増減額は400万円余の減少となった。

また、財務3基準である「収支相償」「公益目的事業比率」「遊休財産額」については、公1事業、公2事業、公3事業および公益目的事業合計において全てマイナスとなっており、公益目的事業比率は約86%で、すべて基準を満たしているとのことであった。

第 3 号議案 監事監査報告

引続き、成松議長の求めに応じて 2020 年度の監事監査として、去る 5 月 17 日（月）に、西本恭彦監事と松田紘一郎監事の 2 名が定款第 33 条第 2 項の規定に基づき、事務局及び常勤の理事から事業報告を受け、財産の状況、会計帳簿等の調査を行った結果、事業報告は法令及び定款に従い法人の状況を正しく示しており、会計帳簿等は記載すべき事項を正しく記載し計算書類の記載と合致し法令及び定款に従い損益及び財産の状況を正しく示しているものと認められ、理事の職務執行に関する不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められなかったとの監事監査報告が、松田監事よりなされた。

本案に関して、次の質疑応答があった。

評議員： 事業報告書の協会会員数について 2020 年度末の会員数は 670 社ということだが、直近の会員の入退会状況を教えてもらいたい。また、670 社という数字は、増えているのか減っているのか経緯が分からないので、入退会の推移の報告があると参考になる。

事務局長： 2020 年度の入退会数については事業報告資料編の 1～2 ページに掲載してあるが、状況については、5～6 年前までは退会が上回っていたがここのところはあまり差がなく、前年度は退会が少し多くなった。そこで、新規会員獲得のための検討会を設置して実施計画を立て、昨年度より獲得活動を始めたところだったが、コロナ感染の影響で担当者が思うように企業を訪問することが出来なかった。また、企業側もコロナ感染の影響か健康食品をやめたところも多く会員数を伸ばすことが出来なかった。その対策として、本年度から業務執行理事 1 名を会員獲得の担当理事に定め、活動を活発化させようと考えている。会員数については一番多い時は 7 百数社あったのでここ 10 年で見ると 30 社程減少となっている。入退会の推移については今後、報告させてもらうようにする。

評議員： 収益事業で、1 階の賃貸に関する事業はどのようなになっているのか教えてもらいたい。

総務部長： 1 階の賃貸については、1 階の奥の部屋を 3 団体（健康と食品懇話会、薬業健康食品研究会、健康食品産業協議会）に事務所として貸出している。また、日本流動食協会に対し事務区画の賃貸として反対側の商品展示している部屋の机の面積分を貸出して

いる。

事務局長： 補足すると、健康食品を扱っている各々の団体があるが、そこは事務所をもっていなかったのが協会です。事務所を貸出すこととした。関係団体との連携強化のためにもいいと考えている。

評議員： 分かりました。1社だけが入っているのではなく、分割して数社に賃貸しているということですね。いい場所なので上手く活用してもらえればと考えていた。

議長： 評議員が言うのは道路面に面している部屋は事務所で使うよりもっと効果的な活用方法があるのではないかというニュアンスもあるのではないかと思うが、そこはいかがか。

事務局長： 道路面に面している部屋の貸出しは過去にいろいろチャレンジしてみたが、場所柄のせいか集客に結びつかなく上手く活用できなかった。評議員の方々にいいご意見があればいただきたい。一方、現在、協会内で会議室が足りない状態もあるのでフル稼働で使っている。

評議員： 参考に今外部に貸出するということになると、相場はいくらぐらいになるのか。

事務局長： この辺の平米単価は3,500円で1F事務所は70平米あるので大体月額24万円～25万円くらいになると思う。

評議員： 昨年から今年にかけてコロナ感染の影響で事業実施において一番影響を受けたのはどのようなことか教えてもらいた。

事務局長： 相談事業等については早い段階からリモートで行えるように対応したので対応が出来た。また、セミナー等については最初は中止や延期をしていたが、その後、業者に委託してリモート開催を実施するようにした。メリットも若干あり、食品保健指導士養成講習会はリモート開催したところ地方から東京に出て来る必要がなくなったことから参加者が増えた。一番影響を受けたのは新規会員獲得についてで、企業を訪問して対面で入会の説明をさせてもらい会員獲得活動をしたと考えていたが、それが全て出来なかったことだ。

評議員： もう1点、意見としてだが、収支決算で添付資料の正味財産増減計算書内訳表は公1～公4の各事業ごとに会計分類したものとなっており、事業報告書については内部の組織ごとの事業報告になっている。比較しながら報告を聞いていると結びつかない点が出て来るので、その点について何らかの工夫をした方がよいのではないかとと思う。

事務局長： 内閣府に報告をする際は、事業報告書に各事業が公益事業1～4

のどの部分にあたるか記載したものを提出している。今後は、そのように記載した事業報告書を資料として提出させていただきたい。

議長： 現在、企業サイドから見ると協会の事業で一番魅力的なのは GMP の認証事業だと思っている。添付資料に GMP 工場認定数が 162 工場と記載されているが、今、日本国内の健康食品の工場数から見て何パーセントの工場が GMP を取っているか、あるいは販売会社、受託会社等の中で何パーセントが GMP を取っているか、事務局で何らかの情報を掴んでいたら教えてもらいたい。

事務局長： 現在、GMP の申請をしてくる会社は小さい会社が多く、大手は取既に取得済みというところが多い。詳しくは増山部長から説明させてもらう。

健康食品部長： その点については私も知りたいところで、どこまでを健康食品の工場とするか、例えば医薬品をやっている中の一部で健康食品をやっているところ、また、食品をやっている中の一部で健康食品をやっているところがあり、販売会社でも通販等、今の時代は多岐に渡っている現状だ。どのような形で把握するか難しい状況だ。最近は大手の新規申請は少なく、従業員数が少ない中小企業がここ 3～4 年の間増えてきている。考え方が浸透して来ているのか、中小企業で健康食品を扱うところは GMP を取らなければならないという認識が少しずつ上がってきているように思う。大体中堅から大手企業についてカバーできてきているのではないかと思う。

本議案について意見を求めたところ、他に特段の意見もなく原案通り出席評議員全員一致で了承された。

第 4 号議案 評議員の追加選任について

議長の求めに応じて、総務部長から資料に基づき説明があった。

説明によると、今期評議員の選任後、2 名の辞任があった一方、昨年度から公益事業として特定保健用食品公正取引協議会事業を新たに実施することとなったことから、公正競争規約の適正な運用のために専門的な立場からのアドバイスをいただきたく、岡田哲也氏を評議員として推薦する。岡田哲也氏は、公正取引委員会事務総局の勤務後、現在は、全国公正取引協議会連合会専務理事を務めており、理事・評議員に関する推薦・選任基準の関連行政経験者(学識経験者)として評議員に選任したいとのことであった。

評議員

おかだ てつや
岡田 哲也 一般社団法人 全国公正取引協議会連合会 専務理事

任期は現評議員と同じく、本日から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで。

本議案について意見を求めたところ、特段の意見もなく原案通り出席評議員全員一致で了承された。

報 告

- ・ トクホ疾病リスク低減表示検討会報告（トクホ全般の見直し期待）
- ・ 日健栄協の考える健康食品の体系図
- ・ 会員企業アンケートと消費者庁への要望書について
（資料別添）

理事長より、報告について資料に基づき一括して説明があった。

説明によると、消費者庁のトクホ疾病リスク低減表示検討会の報告として、トクホの疾病リスク低減表示に関する運用の方向性について検討が行われた結果、今後の対応等として、トクホ制度全般について見直しの検討がされることを期待すること、また、当協会としては、日健栄協の考える健康食品の体系図の流れでのステップアップを考え、機能性表示食品としてエビデンスの蓄積された食品（成分）についてはトクホに発展させたいと考えているので、会員企業に対して、機能性表示食品から特定保健用食品への発展に関する事業者アンケート（5項目の内容）を実施したいとのことであった。

以上をもって本日のWeb会議Zoomシステムに異状なく定時評議員会は、審議を終了したので、15時30分、議長は閉会を宣言し、解散した。